

再開発担当

赤坂七丁目2番地区市街地再開発組合の設立認可について



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施(三件)……………一
- ………(生活文化スポーツ局計量検定所検査課)……………一
- 市街地再開発組合の設立認可(三件)……………二
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………三
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 令和四年度管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……………四
- ………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………四
- 都道の区域変更……………五
- ………(建設局道路管理部路政課)……………五
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………八
- ………(建設局道路管理部監察指導課)……………八
- 東京海区における底魚、かつお及びまぐろの採捕の制限……………九
- ………(建設局水産部)……………九
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………九
- ………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………九
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………九

告示

- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)……………二
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)……………二
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業再開……………(同)……………二
- 排水設備工事責任技術者資格試験の実施……………(下水道局)……………二

東京都告示第九百六十六号

計量法(平成四十四年法律第五十一号)第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則(平成五十年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年六月二十四日

東京都計量検定所長 戸澤 互

- 一 検査地域 東大和市 互
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和四年七月二十五日から同年八月十七日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

東京都告示第九百六十七号

計量法(平成四十四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五十年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年六月二十四日

東京都計量検定所長 戸澤 互

- 一 検査地域 西東京市 互
 - 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
 - 三 検査期日 令和四年八月一日から同年九月二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
 - 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
 - (二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
 - 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称
- 東京都告示第九百六十八号
- 計量法(平成四十四年法律第五十一号)第十九条第一項及び

<p>第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。</p> <p>令和四年六月二十四日</p> <p>東京都計量検定所長 戸 澤 互</p> <p>一 検査地域 練馬区及び江戸川区</p> <p>二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)</p> <p>三 検査期日 令和四年八月一日から同年十月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)</p> <p>四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。</p> <p>五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会</p> <p>●東京都告示第九百六十九号</p> <p>都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき白金一丁目西部中地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。</p> <p>令和四年六月二十四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 組合の名称 白金一丁目西部中地区市街地再開発組合</p>	<p>二 事業施行期間 令和四年六月二十四日から令和十二年三月三十一日まで</p> <p>三 施行地区 港区白金一丁目及び白金三丁目各区内</p> <p>四 事務所所在地 港区南麻布二丁目十四番十三号 麻布山口ビル四階</p> <p>五 設立認可の年月日 令和四年六月二十四日</p> <p>六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで</p> <p>七 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。</p> <p>八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和四年七月二十三日</p> <p>●東京都告示第九百七十号</p> <p>都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。</p> <p>令和四年六月二十四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 組合の名称 虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合</p> <p>二 事業施行期間</p>	<p>三 施行地区 令和四年六月二十四日から令和九年三月三十一日まで</p> <p>港区虎ノ門一丁目地内</p> <p>四 事務所所在地 港区西新橋一丁目八番四号</p> <p>五 設立認可の年月日 令和四年六月二十四日</p> <p>六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで</p> <p>七 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。</p> <p>八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和四年七月二十三日</p> <p>●東京都告示第九百七十一号</p> <p>都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき赤坂七丁目2番地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。</p> <p>令和四年六月二十四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 組合の名称 赤坂七丁目2番地区市街地再開発組合</p> <p>二 事業施行期間 令和四年六月二十四日から令和十一年三月三十一日まで</p>
---	---	--

<p>三 施行地区 港区赤坂七丁目地内</p> <p>四 事務所の所在地 港区赤坂七丁目二番二十八号</p> <p>五 設立認可の年月日 令和四年六月二十四日</p> <p>六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで</p> <p>七 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。</p> <p>八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和四年七月二十三日</p>	<p>●東京都告示第九百七十二号 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千三百三十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>令和四年六月二十四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区愛宕一丁目地内）</p> <p>二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びそ</p>
<p>の化合物</p> <p>三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物</p> <p>四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去</p>	

赤坂七丁目北地区の街づくりについて

1 計画地の位置・地区の概況

赤坂七丁目北地区は、青山通りと薬研坂通りに面し、地下鉄青山一丁目駅、赤坂見附駅、赤坂駅に近接した交通利便性の高い、約1.3haの区域です。

計画地周辺は、地区東側では、市街地再開発事業により都市基盤が整備され、安全で快適な歩行者ネットワークが形成されています。地区西側では、都市計画公園である高橋是清翁記念公園が開設されています。

なお、計画地内は、都市基盤が脆弱で、老朽マンションも複数存在し、防災性の向上が課題であるとともに、起伏のある地形であることから、バリアフリー動線の確保が求められています。

このような背景を踏まえ、本地区においては、老朽マンション等の建築物の更新に併せて都市基盤の強化を図り、防災機能の強化や安全で快適な歩行者ネットワークを形成します。また、高橋是清翁記念公園との連続性に配慮した緑地空間を整備し、地区周辺と繋がる緑のネットワークを形成します。

また、住宅を中心として、業務・商業、文化・交流機能、生活利便施設の集積とともに、薬研坂通り沿道の景観形成やにぎわいを創出する広場空間の整備により、緑豊かな魅力ある複合市街地を形成していきます。

2 これまでの主な経緯

- 平成19年 3棟のマンションで建替え検討を開始
- 平成22年9月 赤坂七丁目2番地区街づくり協議会設立
- 平成24年3月 赤坂七丁目2番地区再開発準備組合設立
- 令和2年12月 都市計画決定（地区計画・市街地再開発事業）
- 令和4年6月 赤坂七丁目2番地区市街地再開発組合設立

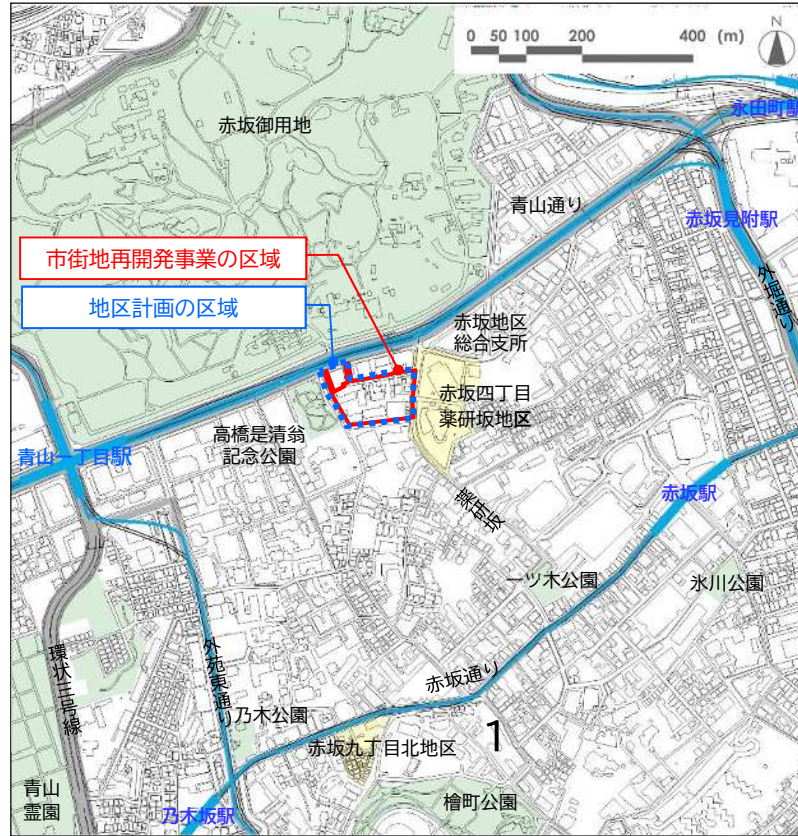
3 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年度 権利変換計画認可
工事着手
- 令和9年度 工事完了

4 主な公共施設等

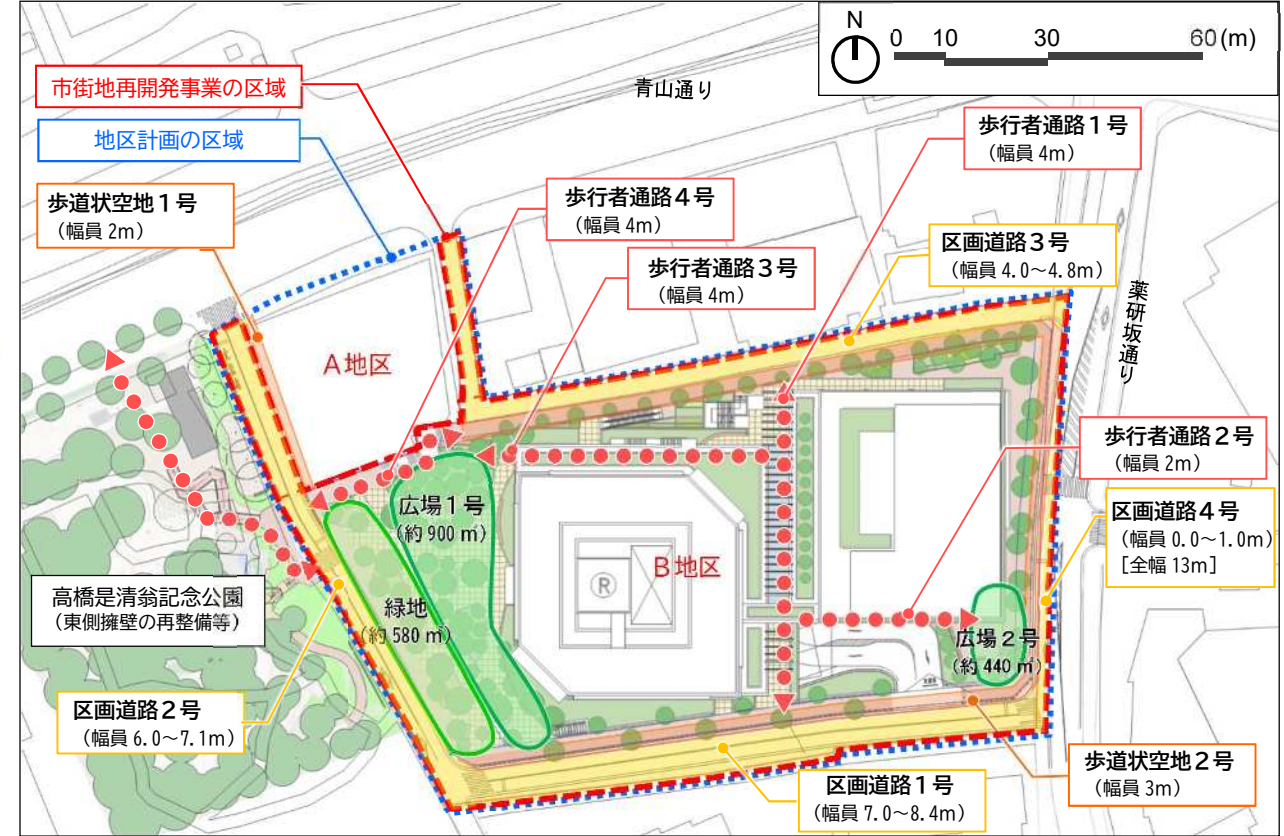
種類	名称	幅員又は面積	延長	備考
道路	区画道路1号	7.0m～8.4m	約110m	拡幅
	区画道路2号	6.0m～7.1m	約105m	一部拡幅
	区画道路3号	4.0m～4.8m	約150m	一部拡幅
	区画道路4号	0.0m～1.0m [全幅13m]	約55m	一部拡幅
広場	広場1号	約900㎡	—	新設
	広場2号	約440㎡	—	新設
その他の公共空地	緑地	約580㎡	—	新設
	歩行者通路1号	4m	約60m	新設
	歩行者通路2号	2m	約30m	新設
	歩行者通路3号	4m	約45m	新設
	歩行者通路4号	4m	約30m	新設
	歩道状空地1号	2m	約35m	新設
歩道状空地2号	3m	約300m	新設	

位置図



出典：国土地理院ウェブサイト(https://www.gsi.go.jp/)※基盤地図情報を加工して作成

配置図



5 市街地再開発事業で整備する施設建築物の概要（予定）

敷地面積	約8,710㎡	主要用途	住宅、事務所、店舗、その他（生活利便施設）
建築面積	約5,220㎡	建築物の高さ	約160m（TP+28.8mより）
延床面積	約90,250㎡		



計画建物外観イメージ（南西方面より）



緑地・広場1号のイメージ（A地区方面より）



高橋是清翁記念公園の擁壁改修整備のイメージ（B地区方面より）